

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(申請資格)</p> <p>第12条 フェローシップ事業への申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) フェローシップ事業募集年度の4月1日において、満30歳未満(前号のロに定める博士課程に在学し臨床研究を課された者においては満33歳未満)の者であること。</u></p> <p>(4) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第2条に定めるものをいう。)又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。</p> <p><u>(5) 社会人の入学者(学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)第1条に定める学校基本調査における博士課程入学者のうち社会人として扱われるものをいう。)でないこと。</u></p> <p>2 } (略)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>3 <u>第1項第3号の規定にかかわらず、出産、育児等を経た者については、個別の事情に配慮し、1年から2年程度、同号の要件を緩和することがある。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(申請資格)</p> <p>第12条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) (同 左)</p> <p><u>(4) 所属する大学又は企業等から、生活費相当額として十分な水準(フェローシップと同程度の額をいう。)の給与、役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生でないこと。</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>附 則 (令和4年8月総長裁定) この要項は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>